

宇和島市立明倫小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
〈平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

本方針は、人権尊重の理念に基づき、宇和島市立明倫小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりと持ち、明倫小学校の基本理念である「自ら考え進んで実践する心豊かな子どもの育成」を実現すべく、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本認識】

- ・ いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであること
- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者が一体となって取り組む必要があること

1 いじめの未然防止の取組

- (1) 分かる授業づくり・・・「全ての児童が参加・活躍できる授業」
 - ア 「主体的・対話的に活動し、深い学びを実現する児童」の育成を目指した指導の徹底
 - イ ユニバーサルデザインの授業の推進
 - ウ 必要に応じた補充学習の実施
- (2) 学習規律の徹底
 - ア 1分前着席、チャイムと同時に学習開始
 - イ 立腰・整った環境
 - ウ 対話活動の充実（発表の仕方・聞き方）
- (3) 学級集団づくり
 - ア 支持的風土（失敗や間違いが気持ち良く受け入れられる環境。どの子どもにとっても居心地の良い環境。学び合いのある環境。）の醸成
 - イ 話し合い活動、学級会活動の充実
- (4) 人権・同和教育、道徳教育の推進
 - 一人一人の良さや違いを認め合える学習（心を結ぶ学習）
- (5) インターネット、オンラインゲーム等の適切な使用
 - ア 特別の教科道徳、SNS学習ノート等を活用した情報モラル教育の推進
 - イ ICT教育におけるメディアリテラシーの育成（iPadの適切な活用も含む）

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 朝の会・帰りの会や授業中、休み時間を問わず教育活動全てにおける見取り
 - ア 教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係を築き（積極的に働き掛けたり、誠実に対応したりする。）学校に相談しやすい状況をつくる。
 - イ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、いじめの早期発見を図る。
 - ウ 休み時間や昼休み、放課後の何気ない会話から子どもたちのわずかな変化も見逃さないようにする。
 - エ 児童同士の関わりで気になる言動を察知した場合、教職員間で速やかに情報交換を行い、ただちに人間関係の修復に当たる。
- (2) 相談ポスト、ふりカエル習慣、日記や連絡帳、通信等の活用
相談ポスト、ふりカエル習慣、日記や連絡帳、また日々の自主学習ノート等の活用によって、学級担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- (3) 教育相談の実施
 - ア 定期的な教育相談（原則学期中に一人1回）を実施する。
 - イ 必要に応じてチャンス相談を適宜実施する。
 - ウ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- (4) 「にこにこアンケート」・「生活アンケート」の実施
アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年2回実施する。（6、11月）
- (5) EILSを利用した「ジブンミカタプログラム」の利用

5年生と6年生は自分のことを見直すきっかけにする。

3 発見したいじめへの早期対応・組織的対応

(1) 正確な実態把握

ア ただちに被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

イ 当事者双方並びに周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

ウ ケース会議を開き、関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

エ 一つの事象に捉われず、いじめの全体像を把握するよう心掛ける。

オ 事案についての指導記録を作成し、5年間保管する。

(2) 指導体制、方針決定

ア 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

イ 学級担任が一人に対応しないよう指導体制を整え、教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

ウ 教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

(3) 児童への指導・支援

ア いじめられた児童のケアに努め、学級担任を中心に養護教諭や校区のスクールカウンセラー、スクールガードリーダー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

イ 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は、適切に提供する。

ウ 校長は、必要があると認めるときは、加害児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

エ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。

(4) いじめ発生後の対応

ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察(次年度への引継ぎを確実に)を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

イ 教育相談、日記、手紙などで積極的に当該児童に関わり、その後の状況について把握に努める。

ウ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。

エ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

オ 事案について、データで記録を残して、引き継ぐ。(A05 生徒指導)

4 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

＜校内構成員＞	校長、教頭、主幹、生徒指導主事、養護教諭、学年主任 その他関係職員（人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、児童生徒支援担当等）
＜校外構成員＞	スクールソーシャルワーカー、校区スクールカウンセラー 教育委員会指導主事、南予子ども・女性支援センター職員、ハートなんでも相談員、派遣コーディネーター、校区スクールガードリーダー、こども支援教室わかたけ職員等

〈付則〉

- 一 宇和島市立明倫小学校いじめ防止基本方針は平成26年4月1日から施行する。
- 一 本方針は平成28年4月7日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は平成29年4月6日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は平成30年4月5日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は平成31年4月3日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は令和2年4月6日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は令和4年4月5日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は令和5年4月4日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は令和6年4月4日に一部改正し、施行する。
- 一 本方針は令和7年4月4日に一部改正し、施行する。